

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 8 日

各都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について

DV や虐待等の被害者（DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。）に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等について、基本的な考え方等を「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」（平成 29 年 7 月 13 日付内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）及び同月 14 日付け同事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」（以下「7 月事務連絡」という。）によりお知らせしたところですが、下記のとおり不開示コード等の設定を要する場合の留意事項について整理しましたのでお知らせします。

貴都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して周知されますようお願いいたします。

記

1 マイナポータルの情報提供等記録の表示内容の変更について

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応については 7 月事務連絡でお示ししたとおりであるが、副本未登録や提供の求めの有効期間経過等のエラーが発生して情報提供が行われなかった場合に、情報提供者において該当の個人に不開示フラグを設定していても、不開示である旨が情報提供等記録に反映されない事象が把握された。このため、正常に特定個人情報の提供が完了しなかった情報提供等記録については、マイナポータルでは一律表示しないこととして平成 29 年 10 月 23 日に対応したところである。

なお、対応の詳細については別添資料を参照されたい。

2 書面での開示請求を受けた場合の対応について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）又は各地方公共団体の個人情報保護条例等に基づき、書面で情報提供等記録の開示請求がなされた場合には、当該開示請求の対象となる情報提供等記録が、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステム運営主体の 3 者において、各機関が把握している DV・虐待等被害者の居住地につながる情報などの不開示情報に該当するか否かを相互に確認の上、必要に応じてマスキングをして対応する必要がある。その際の具体的な手順等は、以下を参考とされたい。

① 開示請求を受けた機関は、自らの保有する当該開示請求の対象となる情報提供等記録（以下「開

示請求対象記録」という。)について、不開示コードが設定されているかどうかを確認の上、不開示情報に該当する部分にマスキングする。

(注) その際、例えば DV・虐待等被害者本人からの開示請求であれば不開示情報に該当しない場合もあるなど、不開示コードの設定趣旨に照らして改めてマスキングする対象を判断すること。

- ② 開示請求を受けた機関は、①の作業を行った後、開示請求対象記録に係る他の情報照会者、情報提供者又は情報提供ネットワークシステム運営主体に対して必ず③以下の確認を依頼する。

(注) その際、開示請求対象記録が複数ある場合であって、情報照会者又は情報提供者が複数にまたがる場合には、それぞれの機関に係る開示請求対象記録のみ確認を依頼するべきものであり、当該機関と関係のない開示請求対象記録の確認を依頼しないこと。

- ③ ②の依頼を受けた機関は、確認の対象となる情報提供等記録(以下「確認対象記録」という。)について、当該確認対象記録の処理通番を用いて、自らの保有する情報提供等記録の中から当該確認対象記録及び当該確認対象記録に係る個人を特定する。

- ④ ②の依頼を受けた機関は、③により特定された情報提供等記録に不開示コードが設定されているかどうか、また、該当の個人に係る情報提供等記録を不開示とすべき事由が存在する(情報提供者が不開示該当フラグを設定している等により DV・虐待等被害者の保護対象として把握している)かどうかを確認の上、不開示情報に該当する部分及びその理由を、開示請求を受けた機関に返送する。

- ⑤ ③の確認を行った結果新たに不開示情報に該当する部分が判明した場合、開示請求を受けた機関において、当該結果を踏まえて、改めて他の開示請求対象記録にも不開示情報が含まれないか確認する。

- ⑥ ⑤の結果、当該他の開示請求対象記録に新たに不開示情報に該当すると判断される部分があった場合には、開示請求を受けた機関は、改めて②に準じて確認を依頼する。

3 7月事務連絡に係る補足について

(1) 設定対象者及び庁内での情報共有の徹底について

不開示コード等を設定する対象者については、7月事務連絡別紙の1. のとおり、住民基本台帳事務における DV 等支援措置(以下「住基 DV 等支援措置」という。)の対象者であるか否かを問わず、例えば、避難先市町村に住民票を移せていないが、当該避難先市町村から、行政サービスの提供を受けている者など、住民票を移していない DV・虐待等被害者を含むものであるが、その中でも、特に住基 DV 等支援措置の対象者については、住所情報を秘匿する必要がある者と考えられるため、確実に設定対象者とする。

また、設定対象者に係る情報については、各機関内において各情報連携事務所管課に対して共有し、もれなく不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグを設定すること。

なお、この措置は、加害者のマイナポータルからの秘匿の観点からも、DV・虐待等被害者自身のマイナンバーカードの取得や、マイナンバーの変更の有無に関わらず設定が必要であること。

(2) 都道府県における対応等について

都道府県においては住基 DV 等支援措置の対象者に係る情報を保有していないことが通例であ

るなど、市町村に比して DV・虐待等被害者に係る情報を得る機会が少ないが、特に、都道府県間又は国等機関・都道府県間での情報連携を行う事務において申請等を受け付ける際に、申請様式等に「住民基本台帳制度における支援措置の対象者である等、マイナンバー制度における情報連携の記録を不開示としたい」か否かを確認する欄を設ける、DV・虐待等被害者について申出を促す注意喚起を庁内に掲示する等により、必要な方には申出につながる対応を検討すること。また、市町村においても、必要に応じて上記の対応を検討すること。

なお、DV・虐待等被害者から各行政機関への申出が適切になされるよう、DV・虐待関係相談窓口を所管する部局に対し、マイナンバー制度における不開示措置の周知を依頼しているところである。

以上

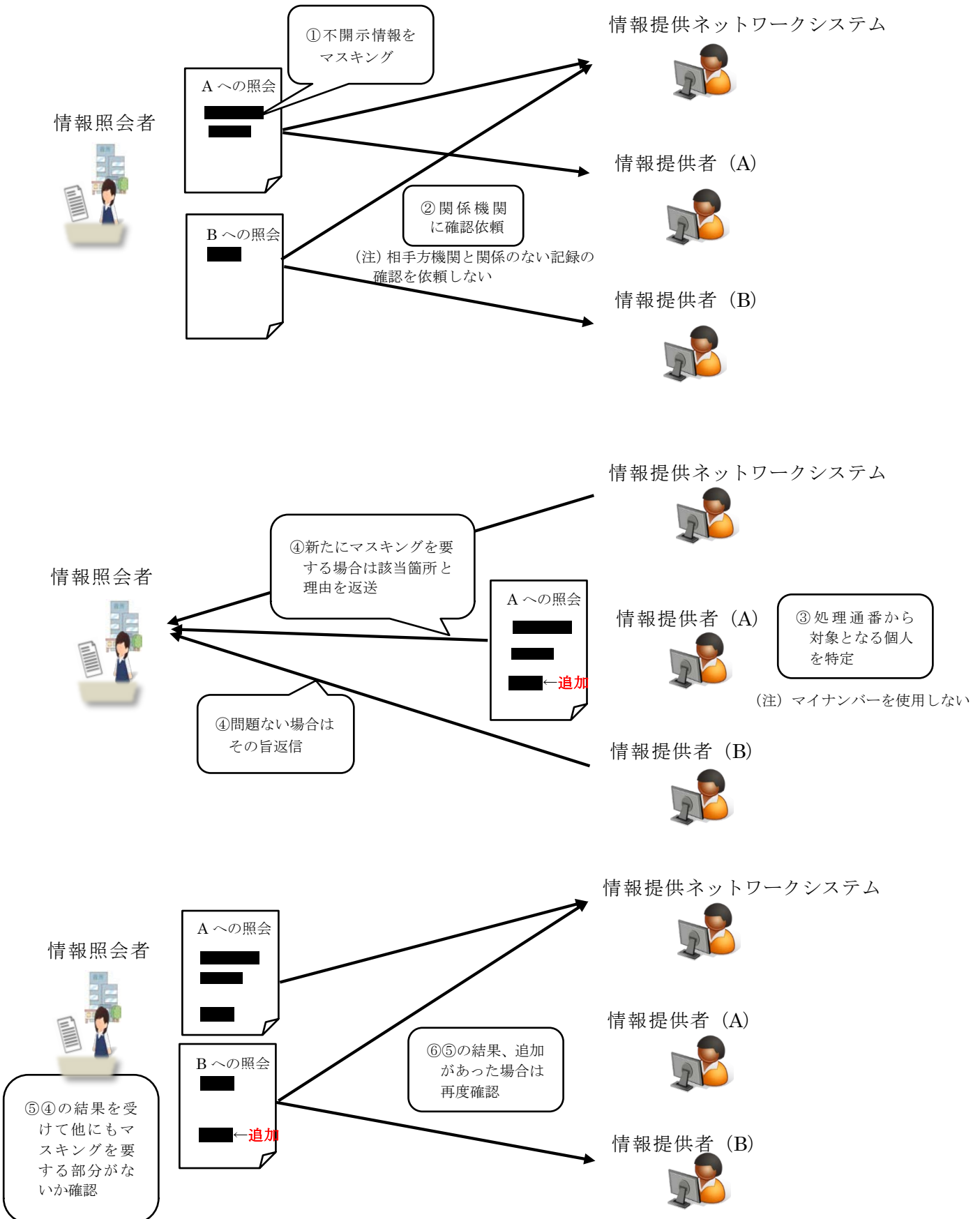
(問い合わせ先)

内閣官房番号制度推進室 横井、新井

[TEL:03-6441-3480.3479](tel:03-6441-3480.3479) (直通)

(参考1) 書面による開示請求に係る対応フロー図 (2 関係)

情報照会が複数機関 (A、B) にわたる場合で、情報照会者が開示請求を受けた場合



(参考2) 申請書等におけるDV・虐待等被害者の申出意思確認等の様式例（3（2）関係）

① チェックボックスによる対応例（各申請様式等に以下の記載を追加）

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のチェックボックスを記入してください。□

※ 記入いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

② 別途の用紙による確認例（各申請様式とは別途の用紙を準備）

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は本用紙を窓口にお持ちください。

※ いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

③ 庁内の掲示による対応例

マイナンバー制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方はその旨を窓口にお申出ください。

※ お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。